

01

知識

お金と賢くつきあっていくために ～知っていますか。自分自身の信用情報のこと～

前号ではスマホ購入を例に、本人の気付かないところで信用情報が利用・登録されている可能性について解説した。これまでの説明で「信用情報」というものが存在することは理解していただけたと思うが、ではその情報はどこに保管されているのだろうか。今回は信用情報の保管場所である「信用情報機関」について詳しく説明していきたいと思う。

現在、日本には3つの信用情報機関が存在する。「全国銀行個人信用情報センター(以下、センター)」、「株式会社シー・アイ・シー(以下、CIC)」そして「株式会社日本信用情報機構(以下、JICC)」だ。各機関ともローンやクレジットの情報が登録されている点では共通しているが、加盟する会員の業態により3つに分けられており、センターには主に銀行が、CICには主に割賦販売(商品購入時の分割払いやボーナス一括払いなど)を営む業者が、そしてJICCには主に消

費者金融業者が、それぞれ加盟会員として信用情報の利用・登録を行っている。もちろん各信用情報機関はそれぞれ独立したものではあるが、金融機関が顧客に対してより適正な与信判断(融資可否の判断)を行えるよう、保有している信用情報については相互に交流し合っている。例えばあなたが日本ファイナンスから10万円の借り入れをした場合、CICの加盟会員もその情報を知ることができ、延滞の発生などが発生した場合にはセンター及びCICの加盟会員がその情報を知ることができる。各信用情報機関は信用情報の保有期間を定めており、延滞などの情報は原則として残り続けることとなる。一般に「ブラックリスト」という表現で語られることが多いが、そのようなリストは実際には存在しない。しかしながら、もし、あなたが決められた期日までに支払いができず、返済が遅れてしまうようなことがあれば、その情報は事実として各信用情報

機関で反映され、その結果、希望どおりの融資を受けられなくなる可能性も有り得ることは覚えておきたい。次回は信用情報の情報開示について説明する。

日本ファイナンス有限会社
下関店 店長
松原 剛

AFP(日本FP協会認定)

TEL083-234-3544

<http://nihon-finance.com>

借金で苦しむ人への的確なアドバイスで定評がある、消費者金融のプロフェッショナル。弁護士の人脈、債務カウンセリング、真摯に相談に乗る姿勢が認められ、感謝の声が多数寄せられている。ラジオなどのメディア出演を通して、借財に対する正しい認識を広めている。

